

岩手県A地区 運賃及び料金並びに適用方

実施 平成26年4月1日

改定率 2.86%

1. 運賃

(1) 距離制運賃

項目 車種別	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.0kmまで 660円	215mまで増すごとに 100円
大型車	1.0kmまで 620円	219mまで増すごとに 100円
普通車	1.0kmまで 520円	275mまで増すごとに 80円

(2) 時間距離併用制運賃

特定大型車	時速10km以下の走行時間について	1分20秒ごとに	100円
大型車	時速10km以下の走行時間について	1分20秒ごとに	100円
普通車	時速10km以下の走行時間について	1分40秒ごとに	80円

(3) 時間制運賃

特定大型車	30分ごと	4,550円
大型車	30分ごと	4,480円
普通車	30分ごと	2,680円

(4) 運賃の割増

(ア) 深夜早朝割増 2割増

(イ) 寝台割増 2割増

2. 料金

(1) 待料金

特定大型車	1分20秒までごとに	100円
大型車	1分20秒までごとに	100円
普通車	1分40秒までごとに	80円

3. 運賃料金の割引

- (ア) 身体障害者割引 1 割引
- (イ) 知的障害者割引 1 割引
- (ウ) 運転免許返納者割引 1 割引

適用方法

1. 車種の定義

(ア) 特定大型車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員 7 名以上のもの。

但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃機関を有しない自動車を除く。

(イ) 大型車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 6 名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員 7 名以上のもの。

(ウ) 普通車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員 6 名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員 6 名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員 6 名以下のもの。

同条に定める軽自動車福祉輸送事業にのみ使用するもの。

同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員 6 名以下のもの。

備考：ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

2. 運賃適用の順位

原則として、距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む）を適用し、あらかじめの特約がある場合は時間制運賃を適用する。

3. 運賃料金の適用方法

- (ア) 距離制運賃は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃とする。
- (イ) 時間距離併用制運賃は、旅客の乗車地点から降車地点までの運送について一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。

(ウ) 時間制運賃

- (a) 時間制運賃は、営業所において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。
- (b) 時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着した時から、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃とする。
- (c) 時間制運賃は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げる。
- (d) 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。
- (e) 時間制運賃には、運賃の割増及び料金は適用しない。

(エ) 運賃の割増

- (a) 深夜早朝割増は、午後10時以降午前5時までの間における運送に適用し、割増率は2割とする。
- (b) 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は2割とする。
- (c) 割増は、距離短縮方式とする。
- (d) 2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増の重複はできない。

(オ) 料金

待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。

(カ) 運賃料金の公共的割引

- (a) 身体障害者及び知的障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けたもので、当該手帳を提示したときに適用する。
- (b) 運転免許返納者割引は次による。
 - ①運転免許返納者割引は、自動車運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けた者に適用する。
 - ②運転免許返納者割引は、運転経歴証明書の提示があった場合に適用する。
- (c) 割引の対象運賃は、身体障害者、知的障害者、又は自動車運転免許返納者自身が乗車した区間の運賃とする。
- (d) 運賃料金の額は、時間距離併用制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (e) 公共的割引は、営業的割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、公共的割引の重複はできない。

4. 運賃の收受方法

距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の收受にあたっては、旅客の降車地点に

停車後直ちに運賃メーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。

5. その他

- (ア) 時間距離併用制運賃は、高速道路株式会社法に規定する会社の管理にかかる高速道路においては深夜早朝割増を適用する時間帯を除き適用しない。
- (イ) 自動車航送航路の航送運賃及び料金並びに有料道路等の使用料金等は、実費について旅客の負担とする。